

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成23年8月31日付け答申第106号)

1 事実の概要

H22.6.28 異議申立人 熊本県情報公開条例に基づき、熊本県知事(以下「実施機関」)に対し、次の文書を開示請求。

都市計画道路春日池上線(以下「春日池上線」)の新設工事に関し、平成22年3月17日に開催された工事説明会(以下「工事説明会」)以降の経緯について、

春日池上線第3工区における中間横断歩道確保のための関係機関との会議録等方向性の分かる資料及び詳細設計図(以下「文書1」)

春日寺バス停、五反バス停の喪失ではなく、現行維持等公共交通機関利用維持のための関係機関との会議録等方向性の分かる資料(以下「文書2」)

H22.7.12 実施機関 文書1及び2は作成又は取得していないとして、不存在による不開示決定。

H22.9.6 異議申立人 不開示決定を不服として異議申立て。

H22.9.15 実施機関 熊本県情報公開審査会に諮問(諮問第147号)。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

不開示決定を取り消して、全面開示を求める。

春日池上線新設工事の事業主は熊本県であり、関係機関との分析調整会議、検討会議等を全く実施せず、文書が「不存在」とは思えない。

(2) 実施機関

横断歩道については、設置予定箇所が春日交差点に近接する位置となったため、横断歩道の協議に先行し、交通管理者と交差点の協議を進めており、横断歩道確保に関する協議は中断していたため、文書1を作成又は取得していない。(文書1)

熊本駅西土地地区画整理事業地内に位置する春日池上線第2工区については、熊本市が施行主体で整備を実施しており、実施機関は施行主体でないため、バス停の設置に関して関係者との具体的な協議を行っておらず、文書2を作成又は取得していない。(文書2)

3 審査会の判断

以下の理由により、文書1及び2について、実施機関が不存在による不開示決定を行ったことは妥当である。

(1) 当審査会としては、工事説明会から本件開示請求までの間に行われていた春日交差点協議に関する協議メモ及び平面図が文書1に該当する可能性もあると考えたため、当該文書を確認したところ、いずれの資料も文書1に該当するとは認められず、また、いずれの資料からも横断歩道確保に関する協議が行われたことは確認できなかったことから、実施機関の説明には十分な合理性を認めることができる。(文書1)

(2) 春日池上線第2工区におけるバス停の設置に関する協議は、施行主体である熊本市、バス事業者及び交通管理者との間で行うものと認められ、実施機関は施行主体でないため、バス停の設置に関して関係者との具体的な協議を行っておらず、文書2を作成又は取得していないとする説明には、十分な合理性を認めることができる。(文書2)

諮問実施機関：熊本県知事 諮問日：平成22年 9月15日（諮問第147号） 答申日：平成23年 8月31日（答申第106号） 事案名：都市計画道路春日池上線における横断歩道確保等に係る資料等の不開示決定（不存在）に関する件
--

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が平成22年7月12日に行った、不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 平成22年6月28日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、下記のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

記

都市計画道路春日池上線（以下「春日池上線」という。）の新設工事に関する開示請求。

平成22年3月17日に開催された工事説明会（以下「工事説明会」という。）以降の経緯について、

春日池上線第3工区における中間横断歩道確保のための関係機関との会議録（開催日時、場所、出席機関、氏名）等方向性の分かる資料及び詳細設計図（以下「本件請求文書1」という。）

春日寺バス停、五反バス停の喪失ではなく、現行維持等公共交通機関利用維持のための関係機関との会議録（開催日時、場所、出席機関、氏名）等方向性の分かる資料（以下「本件請求文書2」という。）

- 本件開示請求に関して、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、平成22年7月12日に、本件請求文書1及び2について、いずれも作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 平成22年9月6日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 平成22年9月15日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行

うに当たり、条例第 19 条第 1 項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

不存在決定を取り消して、開示することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によれば、おおむね以下のとおりである。

(1) 工事説明会の質疑応答の中で、「今、関係機関と協議中なので、ある程度まとめれば、その内容等詳細設計図等も含めて、再度説明会を開催します。」との主旨、回答であった。ところが、3 箇月経っても何の音沙汰もないため、開示請求による確認を図ったが、作成又は取得していないため不存在との回答であった。

この回答に蒲島県政理念がこんなものかと呆れたので異議申立書を提出した。

(2) 周辺住民の日常生活環境等はどうでもいい等、放置、無視、不作為、怠慢の公共事業施行理念が蒲島県政理念とはとても思えない。今の地上より 1 m もの高さになる新設道路に対し、脇あがり道路のコンクリート迫り上がり道路も形が竣工している新設道路工事中なのに、詳細設計図を不開示とは、職権濫用に該当するはずである。

(3) 南北を移動しての日常生活を送っている数千人の生活必需品道路が、熊本県熊本市事業主によって喪失してしまい、う回しての横断道路となる事は、とても考えられない。関係機関との分析調整会議、検討会議等を全く実施せず、不存在とはとても思えないので、不開示を取り消して「周辺住民の安全安心の確保」の分かる資料を開示していただきたい。

(4) 春日池上線新設工事の事業主は熊本県であり、春日寺バス停、五反バス停の喪失についても熊本県事業主が要因発生源であり、高齢者等交通弱者への配慮欠落は、熊本県事業主も共同正犯の責務があり、蒲島県政理念、公共事業理念として信じ難い。

工事説明会を終われば、住民県民との質疑応答の約束事などどうでも良い等蒲島県政理念ではとてもあり得ないと確信する。

(5) 春日池上線新設工事の事業主は熊本県であり、一部熊本市が代替工事を施行していても委託工事であり、協働、連帯責任ある施行主であり、両バス停は一切関知しないとの事業理念は不可解である。

(6) 更に、熊本市は平成 22 年 4 月 1 日より第 2 次熊本市自治基本条例を施行しており、第 36 条の条例理念を実践中であると思われるので、熊本県と密接に連携しながら、この春日池上線工事遂行を計り、両バス停

剥奪等の問題も共に施行していると確信するので、熊本県がこの事について関知しない筈はない。

よって、不存在を取り消して、開示していただきたい。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件請求文書1について

地域住民から設置の要望を受けた横断歩道については、工事説明会時点で交通管理者と協議中であったため、協議終了後に改めて説明を行う予定であった。

しかし、横断歩道設置予定箇所は、春日交差点（春日池上線と田崎春日線との交差点）に近接する位置となり、信号で停車する車輛への支障等が懸念されるため、実施機関では横断歩道の協議に先行し、交通管理者と交差点の協議を進めていた。

したがって、本件開示請求時点では、交差点協議が実施中であることから横断歩道確保の協議は中断しており、工事説明会以降に係る資料を作成又は取得していないため、不存在とした。

2 本件請求文書2について

春日池上線は県道であるが、全線を3つの工区に分割しており、熊本駅西土地区画整理事業地内に位置する第2工区については、熊本市が施行主体で整備を実施している。

第2工区におけるバス停の設置については、施行主体である熊本市が、バス停の設置者であるバス事業者及び交通管理者と協議を行うこととなっており、実施機関との協議は不要である。

以上のとおり、実施機関は第2工区の施行主体でないため、バス停の設置に関して関係者との具体的な協議を行っておらず、資料を作成又は取得していないため、不存在とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件請求文書1及び2について

(1) 本件請求文書1について

本件請求文書1は、春日池上線新設工事に関する工事説明会以降の経緯について、春日池上線第3工区における中間横断歩道確保のための関係機関との会議録（開催日時、場所、出席機関、氏名）等方向性の分か

る資料及び詳細設計図である。

(2) 本件請求文書2について

本件請求文書2は、同じく春日池上線新設工事に関する工事説明会以降の経緯について、春日寺バス停、五反バス停の喪失ではなく、現行維持等公共交通機関利用維持のための関係機関との会議録（開催日時、場所、出席機関、氏名）等方向性の分かる資料である。

2 本件請求文書1の不開示（不存在）決定の適否

実施機関は、第4の1に記載のとおり、横断歩道については、工事説明会以降に本件請求文書1を作成又は取得していないとしている。

当該文書を作成又は取得していない理由は、横断歩道の設置については、工事説明会時点で交通管理者と協議中であったため、協議終了後に改めて説明を行う予定であったが、横断歩道設置予定箇所が、春日交差点（春日池上線と田崎春日線との交差点）に近接する位置となり、信号で停車する車輛への支障等が懸念されるため、横断歩道の協議に先行し、交通管理者と交差点の協議を進めており、横断歩道確保の協議は中断していたためというものである。

当審査会としては、工事説明会から本件開示請求までの間に行われていた春日交差点協議に関する協議メモ及び平面図が、本件請求文書1に該当する可能性もあると考えたため、実施機関に対し当該資料の提出を求めた。

そのうえで、内容を確認したところ、いずれの資料も本件請求文書1に該当するとは認められず、また、いずれの資料からも横断歩道確保に関する協議が行われたことは確認できなかった。

以上からすれば、本件請求文書1を作成又は取得していないとする実施機関の説明には、十分な合理性を認めることができる。

したがって、本件請求文書1について、実施機関が不存在による不開示決定を行ったことは、妥当である。

3 本件請求文書2の不開示（不存在）決定の適否

実施機関は、第4の2に記載のとおり、バス停の設置については、工事説明会以降に本件請求文書2を作成又は取得していないとしている。

当該文書を作成又は取得していない理由は、春日池上線は県道であるが、熊本駅西土地区画整理事業地内に位置する第2工区は、熊本市が施行主体で整備を実施しており、第2工区におけるバス停の設置については、施行主体である熊本市が、バス停の設置者であるバス事業者及び交通管理者と協議を行うこととなっており、実施機関はバス停の設置に関して関係者との具体的な協議を行っていないためというものである。

まず、春日池上線第2工区の整備については、熊本駅西土地区画整理

事業の一環として、同事業の施行者である熊本市が行っているものと認められる。

次に、バス停の設置に関する協議は、バス事業者と道路事業の施行者、交通管理者との間で行われるものと認められる。

以上からすれば、バス停の設置に関する実施機関との協議はそもそも不要であり、実施機関はバス停の設置に関して関係者との具体的な協議を行っておらず、本件請求文書2を作成又は取得していないとする実施機関の説明には、十分な合理性を認めることができる。

したがって、本件請求文書2について、実施機関が不存在による不開示決定を行ったことは、妥当である。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		上拂	耕生
委	員	石井	麻衣子
委	員	大脇	成昭
委	員	田中	扶慈子

審 査 の 経 過

	審 査 の 経 過
平成22年 9月15日	・ 諮問（第147号）
平成22年11月16日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成22年12月13日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成23年 3月23日	・ 審議
平成23年 5月16日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成23年 6月22日	・ 審議
平成23年 7月27日	・ 審議